

# 和歌山工業高等専門学校学生支援センター規則

制 定 令和2年5月26日

(趣旨)

**第1条** この規則は、和歌山工業高等専門学校学生支援センター(以下「センター」という。)の組織及び管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

**第2条** センターは、和歌山工業高等専門学校(以下「本校」という。)における学生相談及び修学相談、就職、学生生活等の学生支援業務を総括的に取扱い、もって学生生活の充実及び発展に寄与することを目的とする。

(業務)

**第3条** センターは、次に掲げる業務を行う。

- 一 総合的な学生支援のための調査・分析及び企画・立案に関すること。
- 二 センター内委員会及び室間の連絡調整に関すること。

(組織)

**第4条** センターに、センター長及び副センター長を置く。

- 2 センター長は、学生主事をもって充てる。
- 3 センター長は、校長の命を受け、センターの業務を掌理する。
- 4 副センター長は、学生相談室長をもって充てる。
- 5 副センター長は、センター長の職務を補佐し、センター長に事故あるときはセンター長の職務を代行する。
- 6 センターに、次の委員会及び室を置く。

- 一 厚生補導委員会
- 二 人権教育委員会
- 三 進路対策委員会
- 四 授業料等の免除及び徴収猶予委員会
- 五 学生相談室
- 六 学生支援室

(事務)

**第5条** センターに関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

**第6条** この規則に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規則は、令和2年5月26日から施行し、令和2年4月1日から適用する。